

第18回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成24年9月24日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員(五十音順,敬称略)

楠本 新,小寺哲夫,辻田高宏,中田慶子,迫 光夫,前田きみ子,松原 健,向原源一郎,
吉田京子,渡邊 弘

(2) 事務担当者

秋吉事務局長,前田首席家裁調査官,吉崎首席書記官,下道総務課長(庶務)

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長代理あいさつ(向原委員長代理)

(3) 新任委員自己紹介(楠本委員)

(4) 委員長の選任,新委員長就任あいさつ及び委員長代理の指名 楠本委員長及び向原委員長代理

(5) 協議

「家事事件手続法について」

出された意見等の要旨は別紙のとおり

(6) 次回の予定

ア テーマ

「法教育について」(仮題)

イ 日程

平成25年2月18日(月)午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(7) 閉会

(別紙)

協議に先立ち、家事事件手続法の概要について説明を行った。

(以下、発言者は、 : 委員長, : 委員, : 事務担当者等で略記する。)

1 テレビ会議、電話会議の導入について

家事事件手続法では、調停でもテレビ会議や電話会議が使えるということだが、今回、離婚とか離縁の調停成立時は使えないということになってしまったのが、残念な気もする。DVの被害者が配偶者から逃げている場合には、裁判所への出頭が経済的にも負担というような事情もある。裁判所では、出頭の時間をずらすなどの便宜を図っておられるが、出入りに大変気を使う、見張られていることがある、追跡されるのが怖いなど、いろいろ不安なことがある。すべての離婚調停や離縁調停に適用はできなくても、今後、事情によっては、テレビ会議が利用できるようにならないものかと思う。確かに、本人の意思確認の面から、電話会議は難しいかもしれないが、例えば、それぞれ長崎の裁判所と横浜の裁判所に出頭して、本人の自由意思を確認できるようにするなど方法はあるように思う。

電話会議を利用した調停の運用については、これから検討されるところだが、代理人弁護士事務所にいる場合は、本人確認の面でも問題がないだろうと言われている。また、本人確認ができない状態で初めから電話会議を利用するというのは運用としてはないだろうと思われる。離婚調停の場合、手続の途中で、財産分与、親権の帰属、養育費などについて数期日について話し合う場合には、利用できるが、最終的に離婚の調停が成立する際には、双方出頭する必要がある。

当事者に弁護士の代理人が付いていない場合、その当事者の自宅に電話をかけるのか、それとも最寄りの裁判所まで出頭してもらって、そこと電話をつなぐのかについては、各裁判所で議論されているところである。一度裁判所に来て本人確認をした後は、同人の家の固定電話でもよいという意見もあるが、本人に不当な影響を及ぼす第三者がそばにいる場合は問題があるのではないかという意見もあり、今後の運用については、固まっていないというのが実情である。

2 子の意思の把握について

子の意思の確認について、10歳くらいになれば、確認できるのではないかということだが、10歳以下の子供の場合はどうされるのか、伺いたい。

例えば、親は東京や大阪で結婚し、そちらに住んでおり、子供を五島の祖父母に預けていて、離婚訴訟になったような場合、子供は親の顔色を窺って、親に迷惑をかけないようにしようとする、祖父母は本当の気持ちを言えばいいのにと思い、発言しようとする、当事者ではないからと止められる、そのようなケースもあるようだが、どのような点に留意されているか、伺いたい。

子の意思の把握については、条文上は、子の年齢や発達に応じてと規定されており、子供の

状態に応じて、どのように意思を確認するのかを判断すると理解されている。基本的には、15歳以上であれば、自分の意思を表明できるということで、直接又は書面で子の陳述を取るという方法が、原則的には考えられている。15歳以下の場合、10歳が一応の年齢的な線になると思われるが、10歳になれば、ある程度、自分の意思を表現できるのではないかとということで、言語的表現に重きを置いて意思を把握していくということになる。10歳以下の場合、言語的表現に重きを置きながらも、その他の非言語的なもの、表情とか態度も加味しながら、子の意思というよりも子の心情を理解しようとするのが考えられている。特に、就学以前の6歳以下の子供については、自分の意思を表現するのは難しいと言われている。子供がどのような環境に置かれているのかという環境的な側面も加味しながら、子供の心情を理解していくことになる。子供というのは、父母の間に入って、何が真意か分かりにくいという状態に置かれているので、家庭裁判所調査官としては、子供の置かれた環境、関係機関からの情報、心理テストなどを総合的に検討することになる。

子供の意思の反映というのが大事なことだとは思いますが、本当に子供の意思がはかれるのだろうかという思いもある。また、新しい憲法ができてから、六十何年も経っているのに、愛情うんぬんの前に、この子はこの家の跡取りだからと、特に男の子に執着する人がいたりして、私達からすると信じられないことがいまだに子供の親権争いの中の発言で出てきて、びっくりすることがある。基本は、その子供がどのように幸せに生きていくかだと思うが、戦前の家制度を引きずっている人がいて、それが、今の小さな子供にまでふりかかっていると感ずることがある。墓守だとか仏壇守だとか、そういう言葉をよく聞く。だからこそ、子供の福祉を中心に社会作りをしていかなければならないと思っている。

以前は、子供のことは親が分かっている、子供のことは親が決めるという考え方があった。子供を主体的立場に置き、子供の意思表明権を尊重していこうというのが今回の大きな変更点となっている。そのためにも、今までよりも早い段階から子供の心情、意向を確認して、子供の福祉を中心に考えてもらうように調停を進めていくように調停の運営自体が変わっていくのではないと思う。これまでは、子供をなるべく傷つけないように、子供の意見は最後の最後に聞くようにというスタンスだったけれども、これからは、早い段階で、子供の意思を確認し、両親に子供の福祉のために、どのような解決をすべきかを考えてもらうという働きかけをしていくことになる。

早い段階での介入というのは、具体的には、場所や回数というのはどのように変わっていくのか。

すべてに最初からというのは難しいが、子供の状況について両親の把握が全く違っていたり、子供の置かれた状況からすると、かなり問題を含んでいるという場合には、初回ないしは2回目の調停から関わって子供の意思を把握し、調停を運営していくということになる。これからどのくらい増えていくかはまだ分からないが、今までよりはかなり増えていくと予想している。

3 申立書の写しの相手方への送付について

申立書を相手方に送ることになったということで、とても気を使う部分だと思うが、相手方

に知らせたくないことについては、間違えないように青い紙に書くと伺って安心した。最近の調停の場合でも、1月から変わるということで、窓口の方が親切に説明してくれている。DVの被害者などからすると、例えば、こちらの主張はしたいけれども、相手を刺激し過ぎるのも結果的に不利益になるかもと、非常に悩んで申立書を書いておられる。このあたりは難しいところだと思う。非開示の部分があって、それを調停委員は見てくれるというのであれば、それは被害者の立場からはありがたいことだと思う。

調停でも、金銭問題に関する調停については、申立書を送っていたように思う。離婚などの人事関係の調停についても送るということになるわけだが、これまでも、申立書に書いた内容は何らかの形で相手方に伝わるのではないかという警戒心は持っていたので、申立書が送られるからといって、そんなに変わるのだろうかとも思う。現在でも離婚訴訟の訴状は被告に送られるのだから、それほど変わりはないのかなという気もする。

4 家庭裁判所の利便性について

法律が変わり、利便性がよくなると、件数が増えることになるかもしれないが、裁判所の態勢はどうなのだろうか。今まで以上に努力して、国民に広く知ってもらうのがいいのか悪いのか、難しいところである。ここまでは裁判所に持ってきていいけど、ここからは自分で解決してねというようなものがないと、件数がどんどん増えてしまうのではないか。救急車が頻繁に呼ばれて、消防署が困るといったのと似たようなことにならないか。

利便性という話が出たが、なぜ、平日の昼間しかないのだろうかという声をよく聞く。人生の一大事だから、仕事を休むのも仕方ないと理解しながらも、パートの仕事を休めないとか、遠方に行かなければならないとかあるので、他の役所が段々土曜とか夜とか開くようになってきたので、調停も土曜や夜にできないのだろうかという声もよく聞く。裁判所の職員の調整もあり、難しい面もあるとは思いますが、毎日とは言わないまでも、月に何度か、そういう試みがあってほしいというのが要望としてはある。また、案件が多いせいだとは思いますが、調停が2か月に1回になってしまうとか、相手方が欠席すると、期日が飛んでしまって、その1か月後となって、ちっとも進展しないということもある。どうにかならないものだろうかと思う。

都市部の裁判所での時間外調停という話も聞いたことがあるので、確認の上、情報提供したい。

ニューヨークでは、夜間でも調停をやっているようだ。日本では、訴状などの受付、逮捕状や勾留状の発布などは真夜中でもやっているが、家裁の調停を休日や夜間に行うとなると、人的態勢の問題などクリアすべきことはたくさんある。難しい問題ではあるが、貴重な意見として今後検討していく課題だと思う。

家庭裁判所委員会は、裁判所の応援団であるべきだと思っている。裁判官は大変な数の事件を抱えていて、忙しすぎる、三権分立と言いながらも、裁判所は予算が非常に少ない、お金の面で手当ができなければ、根本的な解決にならないのではないかということや弁護士会の方が強く主張しておられるのを聞いたことがある。司法制度改革の動きが出てくる中で、司法制度改革審議会の最終報告書の基本的なトーンというのは、事前規制から事後チェック社会へというもので、司法制度改革の最後の要であると報告書にも書かれている。行政は小さくして、国

民に自由に活動することを保障するけれども、自由に活動することで生じる様々なトラブルは大きな司法が解決しますということが理念だったと思う。報告書が出て10年経ったが、司法制度改革審議会の前と後では、裁判所の予算はほとんど増えていないという報道記事を見た。一般の方が夜とか日曜とかの調停を望むというニーズがあるのであれば、家庭裁判所委員会でそういう意見があったので、予算措置をとるという意見を挙げてもらいたい。国の財政も難しいとは思いますが、この問題に限らず、司法制度改革審議会の理念を実現する裏付けをお金の面でもできればいいと思う。

当事者のニーズが何かを考えると、本当に裁判所が援助をしなければいけない紛争、そこまではしなくても自分たちで何とか解決できるような紛争、いろいろな紛争があるが、本当に裁判所を必要としている人にとっては使いやすいということが大事である。そこまで必要としていない人を無理矢理裁判所でやりましょと引き込もうということではない。本当に必要としている人に対しては、大変な負担であってもきちんとやりたい。そうでない人に一生懸命宣伝しても家庭裁判所は役に立ちにくいという面はある。もっとも、実際は、本当に裁判所を必要としているかどうかは始めから分かるわけでもないから、そのへんが難しい。本当に困っている人だけ来てくださいということでもないし、誰でもどうぞ来てくださいといえればいいということでもない。

相談者で、平日は仕事があるので、行きにくいという人は確かにいるが、実際、裁判所が平日しかやっていないし、大事な裁判だから、平日に無理をしてでも行くというのが普通だと思う。

ニューヨークの話も出たが、ヨーロッパは、アメリカとは逆で、休日は国民全員が休みという伝統がある。利便性だけを追求した場合に、どうなのか。公務員の組織の運営だけでなく、国民全体の生活や文化に関わる問題だと思う。アメリカ型の国造りをするのか、ヨーロッパ型の国造りをするのかというところにも関わってくるように思う。今は、ライフワークバランスが言われているのに、検察庁も大半の検事は土日もなく、休めと言ってもやはり出てくるのが実情である。司法の利便性を高めるべきとの話も出たが、今の国家財政や国のあり方からすると、なかなか難しい。裁判所も検察庁も予算が削られていき、職員数も減る中で、いかに効率よく、いいサービスを提供するかであろう。

ライフワークバランスの話が出たが、意識の改革という観点から、これまでは、会社に家庭の事情を持ち込まないというのが当たり前の社会だったが、最近は、少子化であり、また、介護が必要な人も多いということで、家庭の事情を持ち込まずにはやっていけない、お互いさまだという考え方も出てきた。そういうことをきちんと考える会社も出てきた。

5 その他

申立費用についても変わったと聞いているが、どのように変わったのか、伺いたい。

家事審判法では、費用の負担についても主文できちんと書くということになっている。

調停や審判で解決している割合について伺いたい。

申し立てた調停の結果がどうなっているのか、どのように解決しているかというのは、とても大事なことだが、一つの夫婦の間の争いであっても、いろいろな種類の事件として申立てが

されるので、把握しづらいところがある。

案件が増える背景の中で、精神的に問題を抱える当事者というのもあるようで、確かにそうだろうと思うのだが、実際は、調停や審判になっているとおっしゃる患者さんをあまり見たことがない。診断書を求められれば、書かないといけないが、病名を書くだけでいいのか、悪用されるおそれはないのかなど、注意した方がよいことがあれば、伺いたい。

裁判所で問題となるのは、調停をする能力があるかどうかである。そういう場合は、家庭裁判所の医務室技官に調停に立ち会ってもらって当事者能力について意見をいただくこともある。人格障害など、そのままその病名を書いて、本人に持たせるわけにもいかないのに、うつ病と書いておられるケースもあるようだ。診断書に書かれているニュアンスを読み取りながら、調停を進めることもある。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成24年9月24日現在

長崎家庭裁判所長	楠 本 新
長崎地方検察庁検事正	小 寺 哲 夫
医療法人五省会廣中病院精神科医師	辻 田 高 宏
特定非営利活動法人DV防止ながさき理事長	中 田 慶 子
長崎県弁護士会所属弁護士	迫 光 夫
長崎県男女共同参画推進センター長	前 田 きみ子
株式会社テレビ長崎報道局長	松 原 健
社団法人成年後見センター・リーガルサポート	
長崎支部所属 長崎県司法書士会所属司法書士	向 原 源一郎
長崎家庭裁判所裁判官	吉 田 京 子
活水女子大学文学部現代日本文化学科准教授	渡 邊 弘